

# 旅館業のてびき



荒川区保健所生活衛生課

## 目 次

旅館業法の目的	..... 2
・ 旅館業とは	
・ 旅館業の種別	
I. 申請・届出の手続き	
- 1 開業までの手続き(新規申請)	..... 3
- 2 その他の許可等申請	..... 10
- 3 その他の手続き	..... 11
II. 関連機関問合せ先	..... 12
III. 構造設備基準	
(1) 旅館・ホテル営業	..... 14
(2) 簡易宿所営業	..... 18
IV. 衛生管理基準	..... 22
V. 宿泊者名簿	..... 25
荒川区旅館業の許可に関する指導要綱	..... 26
荒川区旅館業の許可に関する指導基準	..... 28
各種様式	..... 29

### 【注意事項】

すべての提出書類は、消すことのできない黒色のボールペン等で記入し、フリクションペン等での記入は一切しないでください。

## 旅館業法の目的

旅館業の業務の適正な運営を確保すること等により、旅館業の健全な発達を図るとともに、旅館業の分野における利用者の需要の高度化及び多様化に対応したサービスの提供を促進し、もって公衆衛生及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。  
〔旅館業法第1条〕

## 旅館業とは

「旅館業」とは、宿泊料又は室料を受けて人を宿泊させる営業で、反復継続の意思を持ち、かつその行為が社会性を有して行われれば、全て法が適用されます。下表の4項目の全てに該当する場合は、旅館業法の許可が必要となります。

- 1 宿泊料を受けていること。  
※ 宿泊料という名目で受けている場合はもちろん、宿泊料として受けていなくても、電気・水道等の維持費等の名目も事実上の宿泊料と考えられるので該当します。
- 2 寝具を使用して施設を利用すること。  
※ 寝具は、宿泊者が持ち込んだ場合でも該当します。  
※ 時間単位で利用する施設でも、寝具を使用する限りは該当します。
- 3 施設の管理・経営形態を総体的に見て、宿泊者のいる部屋を含め施設の衛生上の維持管理責任が営業者にあるものと社会通念上認められること。  
※ 宿泊者が簡易な清掃を行っていても、施設の維持管理において、営業者が行う清掃が不可欠な場合は、維持管理責任が営業者にあると考えます。
- 4 宿泊者がその宿泊する部屋に生活の本拠を有さないこと。

## 旅館業の種別

旅館業は主に次の種別に区分され、許可条件は種別ごとに定められています。

- ◆ 旅館・ホテル営業：施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業で簡易宿所営業以外のものをいいます。
- ◆ 簡易宿所営業：宿泊する場所を多数人で共用する構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業をいいます。いわゆるカプセルホテルやユースホステル、山小屋などがこれにあたります。

(参考)

旅館業法では、ビジネスホテル、シティホテル、ラブホテル、ペンション、モーテルなどの定義区分をしていません。

これらの施設も、上記のいずれかの営業に該当することになります。

# I 申請・届出の手続き

## I—1 開業までの手続き（新規申請）

旅館業を営む場合は、旅館業法に基づく許可が必要です。

〔法3—1〕

### 事前相談

旅館業法では、旅館業は、旅館・ホテル営業、簡易宿所営業等に分別され、それぞれ構造設備、衛生に必要な措置等について基準が定められております。また、人的要件や設置場所についても規制があります。

また、荒川区では、旅館業法に基づく営業許可申請の前に、条例に基づく標識設置や計画の説明会の開催等を規定しています。

その他建築基準法令、消防法令等にも適合していなければなりません。関連機関(11ページ参照)にも併せて事前にご相談ください。

**事前相談では、平面図等により旅館業の計画（各客室の定員数や運用形態等）について確認し、構造設備や衛生に必要な措置等が旅館業法等に適合しているか確認します。  
それらの事項が、旅館業許可の取得にあたり問題の無いことを保健所が確認できた時点で、《旅館業営業許可申請に係る事前手続き》に進みます。この判断は、保健所が行います。**

### ○ 人的要件

申請者が、次のいずれかの項目に該当するときは、不許可となることがあります。〔法3—2〕

- (1) 心身の故障により旅館業を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの。  
(※1)
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者。
- (3) 禁錮以上の刑に処せられ、又は旅館業法若しくは旅館業法に基づく処分に違反して罰金以下の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者。
- (4) 旅館業法の許可を取り消され、取消しの日から起算して3年を経過していない者。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は同号で規定する暴力団員でなくなった日から起算して5年を経過しない者。
- (6) 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人の役員である場合においては、その役員を含む。）が(1)～(5)のいずれかに該当するもの。
- (7) 法人であって、その業務を行う役員のうち(1)～(5)のいずれかに該当する者があるもの。
- (8) 暴力団員等がその事業活動を支配する者。

(※1) 旅館業法第3条第2項第1号に規定する「厚生労働省令で定めるもの」とは、「精神の機能の障害により、旅館業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」をいいます。

## ○ 許可申請施設設置場所

許可申請施設（新設、名義変更、1/2以上の構造変更）の設置場所が、学校、幼稚園、保育園、児童遊園、図書館、児童館などの施設の敷地から、おおむね100メートルの区域内にある場合は、旅館業施設の設置によって清純な施設環境が著しく害されるおそれがないかどうかについて、保健所から当該施設を所管・監督する関係機関に対し、意見を照会します。

環境が著しく害されるおそれがあると認められるときは、不許可となる場合もあります。

[法3-3、3-4]

## 【関連法規等及び関連部署との必要な調整】

### 建 築

- ・ 住居専用地域、文教地区等では、旅館業としての建物の建築や、旅館業への用途変更、増改築を禁止しています。
- ・ 旅館業の施設は、**建築基準法令に適合していなければなりません**。図面等を持参の上、建築指導課において、相談・協議・調整してください。
- ・ 建物全体の構造体力及び防火性能について、「荒川区旅館業の許可に係る建物の安全に関する指導要綱」に基づき、**都市計画課への届出**が必要です。
- ・ 中高層建築物を建築しようとするときは、近隣住民との紛争を避けるため建築計画の掲示義務があります。また、その他法令の制約を受ける地域があります。用途変更や用途地域等においては、必ず建築指導課および都市計画課において確認および協議を行ってください。

### 消 防

- ・ 旅館業の施設は、消防法令に適合していなければなりません。図面等を持参の上、管轄の消防署予防課へ出向き、消防設備等について相談・協議・調整してください。

### 警 察

- ・ （通称）ラブホテルには、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」により、構造設備や設置場所に規制（学校、図書館、児童福祉施設等から、200メートル以内の新設は禁止）がありますので、所轄の警察署にご相談ください。

### 廃 棄 物

- ・ 旅館業施設から発生したごみは、事業系廃棄物となります。
- ・ 事業系ごみとリサイクル用の事業系資源は、家庭から出るごみと同じように処理することはできません。**清掃リサイクル事務所**に確認の上、適正に処理してください。

### 保健所食品衛生係

- ・ 宿泊客に食事の提供をはじめ、自動販売機の設置など、飲食物を取扱う場合は、食品衛生法による許可が必要となる場合があります。

荒川区保健所 生活衛生課 食品衛生係と相談・調整等をしてください。

## 《 旅館業営業許可申請に係る事前手続き 》

申請予定者は、旅館業に係る計画の周知を図るため、近隣住民に対し、標識の設置や説明会の開催を行わなければなりません。〔条例1の2、1の3〕

手続きは、以下の順番で行ってください。標識設置は事前相談終了後となります。

### 1. 標識設置

#### ・ 標識の様式

「旅館業営業計画のお知らせ」(別記第12号様式：p29)に基づき設置してください。

標識の大きさと記載内容は厳密に規定されていますのでご注意ください。

〔細則7の2-3、5〕

#### ・ 設置期間

標識は許可申請をしようとする日の少なくとも30日前に設置し、いかなる場合も許可を受ける日まで撤去することはできません。

〔細則7の2-6〕

#### ・ 設置場所

標識は旅館業を営もうとする施設の敷地の道路に接する部分に、地面から標識の下端までの高さがおおむね1mとなるよう設置してください。

〔細則7の2-4〕

風雨等で外れたり緩まない様に取り付けし、消え落ちたりしないよう設置してください。

### 2. 標識設置届提出

標識を設置した日から起算して7日以内に「標識設置届」(別記第13号様式：p30～31)を提出して下さい。添付の近影写真は、全ての文字が裸眼で読めるように撮影したものであること。標識の記載内容に変更が生じた場合は再度「標識設置届」を提出してください。

〔細則7の2-7、8、9〕

### 3. 説明会開催

説明会を開催しようとするときは、説明会を開催する少なくとも7日前までに、標識以外に『近隣住民』※に対して文書の配付等で説明会の日時や場所を周知しなければなりません。

〔細則7の3-1〕

説明会は近隣住民の集まりやすい場所で(申請予定施設や周辺の貸会議室等)で開催してください。

通常、区の施設(ひろば館やふれあい館等)を使用できません。やむを得ず使用を希望する際は保健所に事前相談してください。施設予約の担当部署をご案内します。

※『近隣住民』とは以下の方になります。

〔細則7の2-2〕

- ・ 旅館業を営もうとしている施設と同一の建物又は同一の敷地内の建物に居住する方、又は事業を営む方。
- ・ 敷地境界線からの水平距離が20m以内の敷地内の建物に居住する方、又は事業を営む方。
- ・ (敷地の出入口が幅員10m未満の道路に接している場合)  
宿泊者が主に通行する道路で施設から幅員10m以上の道路までに通行する道路に接する。敷地内の建物に居住する方又は事業を営む方

説明会で説明しなければならない事項は以下の11項目です。

[細則7の3]

- (1) 申請予定者の氏名又は名称
- (2) 営業の種別
- (3) 旅館業を営もうとする施設の面積、客室の数、宿泊定員、構造及び用途
- (4) 旅館業を開始しようとする日
- (5) 施設の管理及び運営の方法
- (6) 工事を伴う場合においては、工事の着手及び完了の予定日
- (7) 営業時間中における営業従事者の常駐の方法
- (8) 宿泊者の確認の方法
- (9) 宿泊者等による迷惑を及ぼす行為の防止の方法
- (10) 廃棄物の保管及び処理の方法
- (11) その他区長が必要と認める事項

#### 4. 報告書提出

説明会終了後は、速やかに所定の説明会報告書（別記第14号様式:p32）に以下の添付書類を添えて、保健所に提出してください。

[細則7の3-3]

- (1) 近隣住民の範囲を示した書類等
- (2) 説明会の出席者名簿
- (3) 説明会の議事録
- (4) 説明会で使用した資料等
- (5) 説明会の周知に使用した文書等

#### 5. 協議完了による結果報告書提出

荒川区旅館業の許可に関する指導基準に基づき、荒川区旅館業の許可に係る建物の安全に関する指導要綱に基づき実施した協議の結果を、必要書類を添付の上、所定の協議結果報告書（別記様式:p28）による報告が必要です。

#### 6. 許可申請へ

関係住民から営業反対、苦情、その他種々の問題が生じた場合は、誠意を持って解決した後に申請をしてください。

なお、旅館業の施設の設置場所が以下のいずれかに該当する場合は、近隣住民の同意を得て、当該施設の運営に関する同意書又は協定書等の締結をしてください。

- (1) 施設の入口に面する道路の幅員が10m未満の場合。
- (2) 既存の建物の用途を変更して旅館業の施設とする場合。
- (3) 近隣住民から強い要望があった場合。

## 町会長の連絡先について

説明会の開催や協定書の締結について町会長に連絡する場合は、区役所3階区民課庶務係で連絡先をお伝えしています。必ず、保健所と事前相談済みである旨および施設の所在地、保健所の担当者名をお伝えください。申し出内容の確認を取る場合がありますので、ご承知ください。要件を正しくお伝えいただけない場合は、連絡先をお知らせできませんのでご注意ください。

## ご注意

このてびきに書かれている内容は、旅館業法における法令、要領等の全てを網羅しているわけではありません。詳細等は、その都度これら法令等の確認をしてください。

### 《保健所の立入検査》

許可後は、原則、連絡せずに保健所の環境衛生監視員が定期的に立入検査を実施します。許可を受けた内容に変更事項がないか、衛生の維持が保たれているかなど、必要な項目のチェックを行います。立入時は、検査の立会いをしていただきます。不正事項が発生していた場合、処分を行う場合があります。

### 《違反に対する注意事項》

違反となる行為においては知らなかったという抗弁は成り立ちませんので、くれぐれも法令等を理解した上で営業を行わなければなりません。違反行為に関して、安易な考えを持つようなことがないよう、法令遵守で行ってください。違反行為を行った場合は、厳しい処分を行うことがあります。



## 申請書の提出と必要書類

申請には下記の書類が必要です。申請日は標識設置日より30日を経過した後に申請書を提出することができます。ただし、所定の手続き・調整は全て終了していることが前提です。

(印の用紙は、保健所にてお渡しします。)

**記入上の注意** 提出書類は、消すことのできない黒色ボールペンを使用して記入すること。フリクションペン等での記入は一切行わないでください。

- ① 旅館業営業許可申請書（法人の場合は、代表者名も記載してください。）
- ② 構造設備の概要
- ③ 申請者の申告書 法人の場合は、役員以上の全員について必要です。  
(明確に業務を行わない役員については確認できる書類の添付により省略可)
- ④ 指導要綱に関する申請者の誓約書
- ⑤ 申請地を中心とした半径300メートル以内の住宅、道路、学校等を含む見取図
- ⑥ 建物の配置図、各階平面図、正面図及び側面図 (営業開始時の図面)
- ⑦ 照明設備、給排水設備、換気設備の各系統図 (営業開始時の図面)
- ⑧ 客室等にガス設備を設ける場合は、その配管図(縮尺1/100以上のもの)  
(営業開始時の図面)
- ⑨ 土地及び建物に係る登記事項証明書(発行から6か月以内・原本提出)
- ⑩ 旅館業を営もうとする施設についての賃貸借契約書の写し(申請者と土地建物の所有者が異なる場合)。
- ⑪ 法人の場合は、原本証明記載のある定款(原本証明発行から6か月以内)又は寄附行為の写し(原本証明発行から6か月以内)及び登記事項証明書(履歴事項全部証明書)(発行から6か月以内・原本提出)  
これらの書類には、会社法に基づき旅館業の目的記載をしておいてください。
- ⑫ その他区長が必要と認める書類
- ⑬ 委任状 (営業許可を申請する方が、保健所担当者との調整や申請書の提出に  
来られない場合など、申請等を代理人に委任する場合に必要です。)

※申請手数料 旅館・ホテル 30,600円(変更があった時はその金額となります。)  
簡易宿所、下宿 16,500円(変更があった時はその金額となります。)

**注意：**全ての申請書類は、同じものを正副2部提出してください。  
図面類は、文字や記号等がはっきりと読みとれるものを提出してください。

## 関係機関への照会通知

- ① 消防署長に申請があったことを通知します。
- ② 申請地が学校・児童福祉施設・社会教育施設等（法第3条第3項・条第2条施設）の敷地から、おおむね100メートルの区域内にあるか現地調査を行ないます。調査の結果、照会該当施設がある場合は、その施設を所管・監督する関係機関に対し、意見を照会します。この回答によって、旅館業営業が不許可となる場合があります。

## 施設検査

**完成検査を完了しなければ許可はおりません。**

### ① 中間検査

新築の場合、部屋の区画等が出来上がり、客室等の床面積が測定できる段階で中間検査を行います。既存建物の転用等の場合も同様ですが、工事等を行うことがない場合は申請後すぐに中間検査を行います。不備があれば数回行うことになります。

### ② 完成検査

施設が完成し、営業の準備が整った時点で申請者からの連絡を受けて検査を行います。構造設備・衛生管理基準・措置基準等が許可基準に適合していることを確認します。不備があれば数回行うことになります。営業許可は全ての提出書類に不備が無く、完成検査が終了した時点(消防からの通知書および照会における回答書を含む)から12日以内となります。許可希望日はお受けできませんので、ご承知ください。

※旅館業の営業許可にあたり、関係法令（建築関係法令、消防法令等）への適合が必要になります。完成検査日までを目安として関係部署における手続きを全て終えるようにしてください。

また、確認済証（用途変更の場合）や検査済証（新築の場合）の提示を求めることがありますので、ご準備ください。

## 許 可

書類審査及び施設検査等により全ての基準に適合していることが確認されると、保健所長により許可されます。許可書を交付しますので、印鑑（法人の場合は、代表者印）を持参の上、受領願います。許可書の再交付はできませんので、大切に保管してください。

許可日をもって、設置していた標識を撤去することができます。許可日までは、絶対に撤去してはいけません。撤去した場合、許可が遅れることがあります。

## 開 業

許可を受ける前は一切の営業行為を行うことができません。

許可を受けた日付から、宿泊者名簿を備え付け、営業者の遵守事項及び衛生措置基準を遵守の上、適切に営業することを前提に営業を行うことができます。

## I-2 その他の許可等申請（名義変更、増改築等、法人合併・分割、相続）（以下の届出が発生する前に必ず保健所にご相談ください。）

### 名 義 変 更

### 営 業 種 別 の 変 更

同一施設で営業者又は営業種別が変わる場合は、新規の許可手続きが必要となります。  
I-1の開業までの手続きと、同様の手続きです。

### 構 造 設 備 変 更

### 大 規 模 変 更

許可を受けた時と異なる構造設備に変える場合は、変更届が必要です。必ず事前に保健所に相談してください。 おおむね50%以上の改築及びおおむね100%以上の増築は、新規の許可手続きが必要となります。I-1の開業までの手続きと同様の手続きです。

### 法人の合併・分割

法人の合併又は分割にあたるかは具体的な法律の手続きについて確認の上、ご相談いただく必要があります。手続きに進む前に必ず保健所にご相談ください。  
法人が合併又は分割し、事業を承継する場合は、合併又は分割の登記前に旅館業営業承継承認申請書を提出し、承認を受けてください。

申請時期は、合併又は分割契約の締結後、合併又は分割を承認する総会の承認後です。  
申請には、下記の書類等が必要となりますので、あらかじめ保健所にご相談ください。

- ① 旅館業営業承継承認申請書（合併用、分割用）
- ② 定款又は寄附行為の写し（申請書に添付）
- ③ 申告書（事業を承継する法人の役員）
- ④ 指導要綱に関する誓約書（事業を承継する法人が記入）
- ⑤ 登記事項証明書【履歴事項全部証明書】（合併又は分割登記後に提出）
- ⑥ 申請手数料 9,700円（変更があった場合はその金額となります）

### 相 続

個人営業で営業者が死亡した場合、相続人が引き続き営業を営もうとするときは、被相続人の死亡後、60日以内（厳守）に旅館業営業承継承認申請書を提出し、承認を受けてください。この場合、営業は継続可能です。相続事情発生後早めに保健所へご連絡ください。

なお、60日を超えると、名義変更の申請（新規の許可手続き）となります。

申請には、下記の書類等が必要です。

- ① 旅館業営業承継承認申請書（相続用）
- ② 被相続人（死亡した方）と相続人全員との相続関係が確認できる書類（戸籍の全部事項証明書、法定相続情報一覧図の写しなど）
- ③ 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により営業者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書
- ④ 申請手数料 9,700円（変更があった場合はその金額となります）

## 事業譲渡

事業の譲渡があった場合、**実際に事業が譲渡される前に旅館業営業承継承認申請書を提出し、承認を受けていただく必要があります。**事業譲渡による旅館業営業承継承認を受けるためには、予め標識の設置、説明会の開催などの手続きが必要です。**手続きに進む前に必ず保健所にご相談ください。**

### ◎手続きの流れ

新規許可取得時の事前手続きと同様に、標識設置や説明会を行っていただきます。手続きの詳細についてはp5をご参照ください。

標識設置 → 
 標識設置届提出 → 
 説明会開催 → 
 報告書提出 → 
 **承継承認申請**

### ◎提出書類

- ① 旅館業営業者の地位の承継に係る承認申請書
- ② 旅館業の譲渡を証する書類
- ③ 申告書（譲受人が記入（法人の場合は役員全員））
- ④ 指導要綱に関する誓約書（譲受人が記入）
- ⑤ 譲受人が法人の場合にあっては、譲受人の定款又は寄付行為の写し及び登記事項証明書
- ⑥ 申請手数料 9,700円（変更があった場合はその金額となります）

## I-3 その他の手続き（変更届、廃止・停止届）

届出すべき事項	届出書類等
施設名称等の変更	① 変更届 <input checked="" type="checkbox"/>
法人の代表者変更	① 変更届 <input checked="" type="checkbox"/> ② 法人の登記事項証明書（履歴事項全部証明書） ③ 申告書 <input checked="" type="checkbox"/>
法人の名称、事務所所在地 変更（売却等による場合の法人 変更は、新規扱いの手続きです）	① 変更届 <input checked="" type="checkbox"/> ② 法人の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
構造設備の変更 (50%未満の場合の変更)	① 変更届 <input checked="" type="checkbox"/> ② 変更内容の仕様書 ③ 変更内容の各図面 <b>★施設の構造変更を行う場合は、予め建築指導課、都市計画課、所管の消防署に図面等を持参して事前相談・協議・調整をしてください。</b>
廃止・停止	① 廃止（停止）届 <input checked="" type="checkbox"/> ② 廃止の場合は許可書

上記の印の用紙は、保健所にありますので、必要に応じてお申し出ください。

## II 関連機関問合せ

項 目	所 管 官 庁	電 話	所 在 地
建築確認等について	建築指導課 (北庁舎 3 階)	3802-3111	荒川区荒川 2-11-1
中高層建築物の 標識設置・建築紛争 予防について	住まい街づくり課 (北庁舎 2 階)		
旅館業の許可に係る 建物の安全に関する 指導要綱及び、 景観・市街地整備指 導要綱に基づく 手続きについて	都市計画課 (北庁舎 3 階)		
緑化計画書の提出・ 屋外広告・道路占用 について	土木管理課 (北庁舎 2 階)		
消防設備の設置、 維持並びに 検査について	(南千住・荒川・日暮里地域) 荒川消防署	3806-0119	荒川区荒川 2-1-13
	(町屋・尾久地域) 尾久消防署	3800-0119	荒川区東尾久 8-44-4
風俗営業の 規制等について (所轄警察へ)	荒川警察署 南千住警察署 尾久警察署	3801-0110 3805-0110 3810-0110	荒川区荒川 3-1-2 荒川区南千住 6-45-43 荒川区西尾久 3-8-5
防犯カメラの 設置について	① (最初に相談する) 荒川区生活安全課 ↓ ② (次に協議する) 荒川警察署 南千住警察署 尾久警察署 ↓ ③ (次に写しを提出する) 荒川区建築指導課	① 3802-3111 ↓ ② 3801-0110 3805-0110 3810-0110 ↓ ③ 3802-3111	① 荒川区荒川 2-25-3 (分庁舎 2 階) ↓ ② 荒川区荒川 3-1-2 荒川区南千住 6-45-43 荒川区西尾久 3-8-5 ↓ ③ 荒川区荒川 2-11-1
ゴミ処理の 方法について (事業系ごみ扱い)	清掃リサイクル事務所	3892-4671	荒川区町屋 5-19-1

### Ⅲ 構造設備基準

#### (1) 旅館・ホテル営業

##### ★【全ての施設に適用される基準】

項目	基準 (指導事項含む)	根拠
客室	<p>○1客室の床面積は7㎡以上であること。 (寝台を置く場合にあつては、9㎡以上であること。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1客室の構造部分の合計床面積は、寝室、浴室、便所、洗面所その他の宿泊者が通常立ち入る部分の床面積を合計した面積とする。</li> <li>・1客室の床面積には宿泊者が通常立ち入らない部分である押入、床の間等は含まれない。また、その床面積は、内法によって測定する。</li> </ul> <p>○睡眠、休憩等の用に供する部屋は、窓からの採光が十分に得られる構造であること。窓のない部屋は客室として認めない。</p> <p>○出入口及び窓を除き、客室と他の客室、廊下等との境は、壁造り又はふすま、板戸又はこれら類するもので壁造りに準ずるものとする。</p> <p>○出入口及び窓は、鍵をかけることができるもの。</p> <p>○客室の外部から内部を見通すことを遮ることができる設備を有する。</p> <p>○清掃が容易にできる構造であること。</p>	<p>令 1-1-1</p> <p>条 8-1-4 細 13-1 指導</p> <p>条 8-1-4</p> <p>条 8-1-4 細 13 の 2</p>
客室の宿泊定員	<p>○1客室の有効面積3.3㎡について1名とする。 (寝台を置く場合にあつては、有効面積4.5㎡について1名とする)</p> <p>※有効面積とは客室において寝室その他の宿泊者の睡眠、休憩等の用に供する部分であり、浴室、便所、台所、廊下等及び宿泊者が通常立ち入らない部分を除いたもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1客室の宿泊定員は、各客室それぞれに有効面積を3.3㎡(寝台を置く場合にあつては、4.5㎡)で割って得た人数により算定する。</li> <li>・当該床面積は、壁その他の区画の内側線で囲まれた部分の水平投影面積による。床面積は、内法によって測定する。</li> <li>・各客室の有効面積を各営業区分に応じた当該面積(3.3㎡または4.5㎡)で割って得た数に1未満の端数がある場合は切り捨てる。</li> </ul>	<p>条 4-1-6</p> <p>細 9</p> <p>細 13</p> <p>細 9</p>
寝具	<p>○宿泊者を宿泊させるために十分な数量の寝具類を有すること。</p> <p>○適当な位置に、次の基準に適合する寝具類の保管場所を設けること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 寝具類の衛生的に収納保管することができること。</li> <li>イ 寝具類の数量に応じた十分な広さを有する収納場所であること。</li> <li>ウ 寝具類の収納場所と客室、廊下等の境は、壁、ふすま、板戸又はこれら類するものを用いて区画すること。</li> </ul>	<p>条 8-1-5</p> <p>条 8-1-6</p>
玄関帳場	<p>○宿泊しようとする者との面接に適する玄関帳場その他当該者の確認を適切に行うための設備として適合するものを有すること。</p> <p>○宿泊者の利用しやすい位置に、受付等の事務に適した広さを有する玄関帳場その他当該者の確認を適切に行うための設備として適合するものを有すること。</p> <p>○当該者の確認を適切に行うための設備は、以下のいずれにも該当することとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 事故が発生したときその他緊急時における迅速な対応を可能とする設備を備えていること。</li> <li>2 宿泊者名簿の正確な記載、宿泊者との間の客室の鍵の適切な受渡し及び宿泊者以外の出入りの状況の確認を可能とする設備を備えていること。</li> </ol> <p>・玄関帳場(フロント)は、利用者の出入口、特に入口においては、営業者と</p>	<p>令 1-1-2</p> <p>条 8-1-1 の 2</p> <p>規 4 の 3</p> <p>指導</p>

	<p>宿泊しようとする者が必ず面接できる構造とすること。  <u>営業者と全く応接せず客室に自由に出入りできる構造となるものは認めない。</u></p>	
ロビー	<p>○床面積として6.3㎡以上とする。  1 宿泊者が自由に利用できること。  2 宿泊定員及び利用形態に応じた十分な広さとすること。</p>	<p>条 8-1-1 の 3  細 12 の 2</p>
換気 採光 照明 防湿 排水等	<p>○適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有すること。  ○適当な採光及び照明の設備を有し、次の要件を十分に満たすものであること。  ア 客室は、窓等により自然光線が十分に採光できる構造とすること。  イ 照明設備は、施設内のそれぞれの場所で宿泊者の安全衛生上又は業務上必要な照度を満たすものとすること。</p>	<p>令 1-1-3  条 4-1-2</p>
浴室	<p>○当該施設に近接して公衆浴場がある等入浴に支障を来さない認められる場合を除き、宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の入浴設備を有すること。  ア 清潔で衛生上支障のないよう清掃が容易に行える構造であること。  イ 浴槽及び洗い場には、排水に支障が生じないよう適切な大きさの排水口を適当な位置に設けること。  ウ 共同用の浴室又はシャワー室を設ける場合には、宿泊定員及び利用形態等を勘案し、十分な広さの脱衣室を付設すること。  エ ろ過器等を使用して浴槽水を循環させる場合には、基準を満たすこと。</p>	<p>令 1-1-4  条 8-1-7</p>
洗面設備	<p>○宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の洗面設備を有すること。  ○共同洗面所を設ける場合は、宿泊者の需要を満たすことができる適当な数の給水栓を設置すること。  ○洗面所に石けん、ハンドソープ等を備えること。</p>	<p>令 1-1-5  条 8-1-10  細 15  条 4-1-9</p>
便所	<p>○適当な数の便所を有すること。  ○便所は、次の基準によること。  ア 宿泊者の利用しやすい位置に設置し、防虫及び防臭の設備並びに流水式手洗い設備を有すること。  ※ロータンク式便器の上部にある給水口は、手洗設備としての機能が不十分であるため「手洗設備」にはなりません。  イ 便所を付設していない客室を有する階には共同便所を設けること。  ウ 共同便所を設ける場合には、男子用及び女子用の別に分けて、規則で定める数の便器を設置すること。  ○手洗い設備に石けん、ハンドソープ等を備えること。</p>	<p>令 1-1-6  条 8-1-9  細 14  条 4-1-9</p>
その他	<p>○当該施設の設置場所が学校、幼稚園、保育園、児童遊園、図書館、児童館などの施設の敷地（これらの用に供するものと決定した土地を含む。）の周囲おおむね100mの区域内にある場合には、当該施設から客室又は客の接待をして客に遊興若しくは飲食をさせるホール若しくは客に射幸心をそそるおそれがある遊技をさせるホールその他の設備の内部を見通すことを遮ることができる設備を有すること。  ○宿泊者が自由に出入りすることができる玄関を設けること。  ○周辺的生活環境に影響を与えずに施設において生じた廃棄物を保管するための設備を設けること。  ○次の基準に適合する営業時間中に営業従事者が常駐するための部屋を設けること。  ア 営業時間中に営業従事者が常駐するために十分な広さとすること。  イ 出入口及び窓を除き、営業時間中に営業従事者が常駐するための部屋</p>	<p>令 1-1-7  条 8-1-1  条 8-1-10 の 2  条 8-1-10 の 3</p>



	<p>と客室、廊下等との境は、壁造り又はふすま、板戸又はこれらに類する物とする。</p> <p>○営業時間中に営業従事者が使用するための便所(共同便所がある場合を除く)その他の設備を設けること。</p> <p>○<u>当該施設と住居その他居住の用に供する施設等を区画し、混在しない構造</u> <u>※とすること。</u></p> <p>※当該施設と住居その他居住の用に供する施設等を区画し、混在しない構造とは、営業者、営業従事者以外の者が居住する住居であって、当該施設が当該住居の居住者部分等と区画され、かつ、当該建物の廊下、階段、出入り口、昇降機、避難施設(廊下、階段、出入り口以外)が宿泊者、当該居住者等と共用に供する部分がない構造とする。</p>	<p>条 8-1- 10 の 4</p> <p>条 8-1-11</p>
--	---	--



★【設ける場合に適用される基準】

項 目	基 準（指導事項含む）	根 拠
客 室 の ガ ス 設 備	<p>○客室にガス設備を設ける場合には、次の基準によること。</p> <p>ア 専用の元栓を有すること。</p> <p>イ ガス管は、耐食性を有し、ガスの供給が容易に中断されないものであり、かつ、容易に取り外すことができないように接続されていること。</p>	条 8-1-8
浴 室 (ろ過器を 用いて浴槽 水を循環さ せる場合)	<p>○ろ過器等を使用して浴槽水を循環させる場合には、次の構造設備の基準によること。</p> <p>ア ろ過器は十分なる過能力を有し、ろ過器の上流に集毛器が設置されていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ろ過器は、1時間当たり浴槽の容量以上のろ過能力を有することが望ましい。</li> <li>・集毛器は毎日の清掃が必要であるため、容易に蓋が取り外せるなど、清掃しやすい構造であることが望ましい。</li> </ul> <p>イ ろ過器のろ材は、十分な逆洗浄が行えるものであること。ただし、これにより難しい場合には、ろ材の交換が適切に行える構造であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ろ過器のろ材は、逆洗浄で十分洗浄できる砂等の材質が望ましい。逆洗浄が困難なものについては、ろ材の交換が営業者の日常管理の中容易に行える構造であること。</li> </ul> <p>ウ 循環させた浴槽水を打たせ湯、シャワー等に再利用しない構造であること。</p> <p>エ 浴槽からあふれた湯水を再利用しない構造であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・浴槽のオーバーフロー水は、すべて排水される構造とし、回収槽を設けないこと。</li> </ul> <p>オ 入浴者の浴槽水の誤飲、飛まつ吸引等による事故を防止するための措置が講じられた構造であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・気泡発生装置を使用する場合は、空気取入口は、土ぼこりが混入しないように屋内に設け、これにより難しい場合は取入口にフィルターを設置すること。</li> </ul> <p>カ 循環水取入口は、入浴者の吸込事故を防止するための措置が講じられた構造であること。</p> <p>キ 気泡発生装置、ジェット噴射装置その他の微小な水粒を発生させる設備を設ける場合には、点検、清掃及び排水を行える構造であること。</p>	<p>条 8-1-7</p> <p>指導</p> <p>指導</p> <p>指導</p> <p>指導</p>
食 堂	<p>○食堂を設ける場合には、宿泊定員及び利用形態に応じた十分な広さとする。</p>	条 8-1-2
調 理 場	<p>○調理場を設ける場合には、次の構造設備の基準によること。</p> <p>ア 壁、板その他適当な物により、他の部屋等から区画されていること。</p> <p>イ 宿泊者に食事を供給するのに支障のない広さを有すること。</p> <p>ウ 出入口、窓その他開閉する箇所には防虫設備を、排水口には防そ設備を設けること。</p> <p>エ 十分な能力の換気設備を有すること。</p>	条 8-1-3

## (2) 簡易宿所営業

### ★【全ての施設に適用される基準】

項 目	基 準 (指導事項含む)	根 拠																				
客室及び 客室の 宿泊定員	<p>○1 客室の構造部分の合計床面積は、3㎡以上であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1 客室の構造部分の合計床面積は、寝室、浴室、便所、洗面所その他の宿泊者が通常立ち入る部分の床面積を合計した面積とする。</li> <li>・1 客室の床面積には宿泊者が通常立ち入らない部分である押入、床の間等は含まれない。また、その床面積は、内法によって測定する。</li> </ul> <p>○客室の構造部分の延床面積は、33㎡以上（宿泊者の数が10人未満の場合には、3.3㎡に当該宿泊者の数を掛けて得た面積以上）であること。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>収容定員 (人)</th> <th>客室の最低合計延床面積 (㎡)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>2</td><td>6.6</td></tr> <tr><td>3</td><td>9.9</td></tr> <tr><td>4</td><td>13.2</td></tr> <tr><td>5</td><td>16.5</td></tr> <tr><td>6</td><td>19.8</td></tr> <tr><td>7</td><td>23.1</td></tr> <tr><td>8</td><td>26.4</td></tr> <tr><td>9</td><td>29.7</td></tr> <tr><td>10以上</td><td>33.0</td></tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>・客室の構造部分の合計延べ床面積は、各客室の構造部分の合計床面積を合計した面積とする。</li> </ul>	収容定員 (人)	客室の最低合計延床面積 (㎡)	2	6.6	3	9.9	4	13.2	5	16.5	6	19.8	7	23.1	8	26.4	9	29.7	10以上	33.0	<p>条 9-1-2 細 13-1 指導 令 1-2-1 条 9-1-3</p>
	収容定員 (人)	客室の最低合計延床面積 (㎡)																				
	2	6.6																				
	3	9.9																				
	4	13.2																				
	5	16.5																				
	6	19.8																				
	7	23.1																				
	8	26.4																				
	9	29.7																				
10以上	33.0																					
○多数人で共用しない客室を設ける場合には、その客室の延べ床面積は、総客室の延べ床面積の2分の1未満とすること。	条 9-1-5																					
○客室には、1客室の有効部分の面積1.5㎡について1名とする。 ※有効面積とは客室において寝室その他の宿泊者の睡眠、休憩等の用に供する部分であり、浴室、便所、台所、廊下等及び宿泊者が通常立ち入らない部分を除いたもの。	条 4-1-6 細 9																					
<ul style="list-style-type: none"> <li>・1客室の宿泊定員は、各客室それぞれの有効面積を1.5㎡で割って得た人数により算定する。</li> <li>・当該床面積は、壁その他の区画の内側線で囲まれた部分の水平投影面積による。床面積は、内法によって測定する。</li> </ul>																						
○睡眠、休憩等の用に供する部屋は、窓からの採光が十分に得られる構造であること。窓のない部屋は客室として認めない。	条 9-3																					
○階層式寝台を有する場合には、上段と下段の間隔は、おおむね1m以上であること。	令 1-2-2																					
○階層式寝台を設ける場合は、2層とすること。	条 9-1-4																					
○清掃が容易にできる構造であること。	条 9-3																					
寝 具	○宿泊者を宿泊させるために十分な数量の寝具類を有すること。	条 8-1-5																				
	○適当な位置に、次の基準に適合する寝具類の保管場所を設けること。	条 9-3																				
	ア 寝具類の衛生的に収納保管することができること。																					
	イ 寝具類の数量に応じた十分な広さを有する収納場所であること。																					
ウ 寝具類の収納場所と客室、廊下等の境は、壁、ふすま、板戸又はこれら類するものを用いて区画すること。																						

項 目	基 準（指導事項含む）	根 拠
玄関帳場	<p>○宿泊者の利用しやすい位置に、受付等の事務に適した広さを有する玄関帳場その他当該者の確認を適切に行うための設備として適合するものを有すること。</p> <p>○当該者の確認を適切に行うための設備は以下のいずれにも該当することとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 事故が発生したときその他緊急時における迅速な対応を可能とする設備を備えていること。</li> <li>2 宿泊者名簿の正確な記載、宿泊者との間の客室の鍵の適切な受渡し及び宿泊者以外の出入りの状況の確認を可能とする設備を備えていること。</li> </ol> <p>・玄関帳場（フロント）は、利用者の出入口、特に入口においては、営業者と宿泊しようとする者が必ず面接できる構造とすること。</p> <p><b>営業者と全く応接せず、客室に自由に出入りできる構造となるものは認めない。</b></p>	<p>条 8-1-1 の 2</p> <p>規 4 の 3</p> <p>指導</p>
履物保管設備	<p>○宿泊者の利用しやすい位置に、宿泊者の履物を保管する設備を設けること。</p>	<p>条 9-1-1</p>
換気採光照明防湿排水	<p>○適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有すること。</p> <p>○適当な採光及び照明の設備を有し、次の要件を十分に満たすものであること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>ア 客室は、窓等により自然光線が十分に採光できる構造とすること。</li> <li>イ 照明設備は、施設内のそれぞれの場所で宿泊者の安全衛生上又は業務上必要な照度を満たすものとする。</li> </ol>	<p>令 1-2-3 条 4-1-2</p>
浴室	<p>○当該施設に近接して公衆浴場がある等入浴に支障を来さないと認められる場合を除き、宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の入浴設備を有すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>ア 清潔で衛生上支障のないよう清掃が容易に行える構造であること。</li> <li>イ 浴槽及び洗い場には、排水に支障が生じないよう適切な大きさの排水口を適当な位置に設けること。</li> <li>ウ 共同用の浴室又はシャワー室を設ける場合には、宿泊定員及び利用形態等を勘案し、十分な広さの脱衣室を付設すること。</li> <li>エ ろ過器等を使用して浴槽水を循環させる場合には、基準を満たすこと。</li> </ol>	<p>令 1-2-4</p> <p>条 9-3</p>
洗面設備	<p>○宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の洗面設備を有すること。</p> <p>○共同洗面所を設ける場合は、宿泊者の需要を満たすことができる適当な数の給水栓を設置すること。</p> <p>○手洗い設備に石けん、ハンドソープ等を備えること。</p>	<p>令 1-2-5 条 9-3</p> <p>条 4-1-9</p>
便 所	<p>○適当な数の便所を有すること。</p> <p>○便所は、次の基準によること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>ア 宿泊者の利用しやすい位置に設置し、防虫及び防臭の設備並びに流水式手洗い設備を有すること。 ※ロータンク式便器の上部にある給水口は、手洗設備としての機能が不十分であるため「手洗設備」にはなりません。</li> <li>イ 便所を付設していない客室を有する階には共同便所を設けること。</li> <li>ウ 共同便所を設ける場合には、男子用及び女子用の別に分けて、規則で定める数の便器を設置すること。</li> </ol> <p>○手洗い設備に石けん、ハンドソープ等を備えること。</p>	<p>令 1-2-6 条 9-3</p> <p>条 4-1-9</p>

そ の 他	○周辺の生活環境に影響を与えずに施設において生じた廃棄物を保管するための設備を設けること。	条 9-3
	○次の基準に適合する営業時間中に営業従事者が常駐するための部屋を設けること。 ア 営業時間中に営業従事者が常駐するために十分な広さとすること。 イ 出入口及び窓を除き、営業時間中に営業従事者が常駐するための部屋と客室、廊下等との境は、壁造り又はふすま、板戸又はこれらに類する物とする。	条 9-3
	○営業時間中に営業従事者が使用するための便所(共同便所がある場合を除く)その他の設備を設けること。 ○当該施設と住居その他居住の用に供する施設等を区画し、混在しない構造とすること。 当該施設と住居その他居住の用に供する施設等を区画し、混在しない構造とは、営業者、営業従事者以外の者が居住する住居であって、当該施設が当該住居の居住者部分等と区画され、かつ、当該建物の廊下、階段、出入口、昇降機、避難施設(廊下、階段、出入口以外)が宿泊者、当該居住者等と共用に供する部分がない構造とする。	条 9-3

★【設ける場合に適用される基準】

項 目	基 準（指導事項含む）	根 拠
客 室 の ガ ス 設 備	<p>○客室にガス設備を設ける場合には、次の基準によること。</p> <p>ア 専用の元栓を有すること。</p> <p>イ ガス管は、耐食性を有し、ガスの供給が容易に中断されないものであり、かつ、容易に取り外すことができないように接続されていること。</p>	条 9-3
浴 室 (ろ過器を 用いて浴槽 水を循環さ せる場合)	<p>○ろ過器等を使用して浴槽水を循環させる場合には、次の構造設備の基準によること。</p> <p>ア ろ過器は十分なる過能力を有し、ろ過器の上流に集毛器が設置されていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ろ過器は、1 時間当たり浴槽の容量以上のろ過能力を有することが望ましい。</li> <li>・集毛器は毎日の清掃が必要であるため、容易に蓋が取り外せるなど、清掃しやすい構造であることが望ましい。</li> </ul> <p>イ ろ過器のろ材は、十分な逆洗浄が行えるものであること。ただし、これにより難しい場合には、ろ材の交換が適切に行える構造であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ろ過器のろ材は、逆洗浄で十分洗浄できる砂等の材質が望ましい。逆洗浄が困難なものについては、ろ材の交換が業者の日常管理の中で 容易に行える構造であること。</li> </ul> <p>ウ 循環させた浴槽水を打たせ湯、シャワー等に再利用しない構造であること。</p> <p>エ 浴槽からあふれた湯水を再利用しない構造であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・浴槽のオーバーフロー水は、すべて排水される構造とし、回収槽を設けないこと。</li> </ul> <p>オ 入浴者の浴槽水の誤飲、飛まつ吸引等による事故を防止するための措置が講じられた構造であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・気泡発生装置を使用する場合は、空気取入口は、土ぼこりが混入しないように屋内に設け、これにより難しい場合は取入口にフィルターを設置すること。</li> </ul> <p>カ 循環水取入口は、入浴者の吸込事故を防止するための措置が講じられた構造であること。</p> <p>キ 気泡発生装置、ジェット噴射装置その他の微小な水粒を発生させる設備を設ける場合には、点検、清掃及び排水を行える構造であること。</p>	<p>条 9-3</p> <p>指導</p> <p>指導</p> <p>指導</p> <p>指導</p> <p>指導</p> <p>指導</p>
調 理 場	<p>○調理場を設ける場合には、次の構造設備の基準によること。</p> <p>ア 壁、板その他適当な物により、他の部屋等から区画されていること。</p> <p>イ 宿泊者に食事を供給するのに支障のない広さを有すること。</p> <p>ウ 出入口、窓その他開閉する箇所には防虫設備を、排水口には防ぞ設備を設けること。</p> <p>エ 十分な能力の換気設備を有すること。</p>	条 9-2



	<p>※協力の求めの内容の詳細</p> <p>①医師の診断の結果、又は症状を呈している場合は、当該症状が特定感染症以外によるものであることの根拠となる事項を営業者に報告すること。</p> <p>②当該旅館業の施設においてみだりに客室その他の当該営業者の指定する場所から出ないこと</p> <p>③以下の事項の求めに応じるよう求めることができる。</p> <table border="1" data-bbox="384 387 1230 707"> <thead> <tr> <th data-bbox="384 387 608 432">対象者（区分）</th> <th data-bbox="608 387 1230 432">確認できる事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="384 432 608 613">(1)、(2)、(3)</td> <td data-bbox="608 432 1230 613"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 体温その他の健康状態</li> <li>・ 直近で滞在した国・地域（外国に限る）</li> <li>・ 特定感染症の患者や媒介動物との接触歴</li> <li>・ (1)にあつては(2)に当たるかどうか</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="384 613 608 707">(4)</td> <td data-bbox="608 613 1230 707"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 体温その他の健康状態</li> <li>・ (2)に当たるかどうか</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table> <p>④咳エチケット、手指消毒、手洗い、食事・入浴の場面で大声を控えること等、特定感染症に応じて指針で定められるもの</p>	対象者（区分）	確認できる事項	(1)、(2)、(3)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 体温その他の健康状態</li> <li>・ 直近で滞在した国・地域（外国に限る）</li> <li>・ 特定感染症の患者や媒介動物との接触歴</li> <li>・ (1)にあつては(2)に当たるかどうか</li> </ul>	(4)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 体温その他の健康状態</li> <li>・ (2)に当たるかどうか</li> </ul>	
対象者（区分）	確認できる事項							
(1)、(2)、(3)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 体温その他の健康状態</li> <li>・ 直近で滞在した国・地域（外国に限る）</li> <li>・ 特定感染症の患者や媒介動物との接触歴</li> <li>・ (1)にあつては(2)に当たるかどうか</li> </ul>							
(4)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 体温その他の健康状態</li> <li>・ (2)に当たるかどうか</li> </ul>							
<p>宿泊を拒むことができる事由</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 宿泊しようとするものが特定感染症の患者等であるとき※</li> <li>・ 宿泊しようとする者が賭博、その他の違法行為又は風紀を乱す行為をするおそれがあると認められるとき。</li> <li>・ 宿泊しようとするものが、営業者に対し、その実施に伴う負担が過重であつて他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求を繰り返したとき。※</li> <li>・ 宿泊施設に余裕がないとき。</li> <li>・ 宿泊しようとする者が、泥酔者等で、他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。</li> <li>・ 宿泊者が、他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき。</li> </ul> <p>※これらを理由に宿泊を拒んだときは、書面等によりその理由を記録し、3年間保管しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 営業者はみだりに宿泊を拒むことがないようするとともに、宿泊を拒む場合には、各号のいずれかに該当するかどうかを客観的な事実に基づいて判断し、及び宿泊しようとするものからの求めに応じてその理由を丁寧に説明できるようにするものとする。</li> </ul>	<p>法 5-1-1</p> <p>法 5-1-2</p> <p>法 5-1-3</p> <p>法 5-1-4</p> <p>条 5-1-1</p> <p>条 5-1-2</p> <p>法 5-2</p>						
<p>従業者研修</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 営業者は、特定感染症のまん延の防止に必要な対策を適切に講じ、及び高齢者、障害者その他特に配慮を要する宿泊者に対してその特性に応じた適切な宿泊に関するサービスを提供するため、その従業者に対して必要な研修の機会を与えるよう努めなければならない。</li> </ul>	<p>法 3 の 5-2</p>						
<p>客室等の清潔</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 客室、応接室、食堂、調理場、配膳室、玄関、浴室、脱衣室、洗面所、便所、廊下及び階段等は、常に清潔にしておくこと。</li> <li>・ 客室、脱衣室等に、くし、コップ等を備え付ける場合は、清潔なものとし、宿泊者ごとに取り替えること。</li> </ul>	<p>条 4-1-4</p> <p>条 4-1-10</p>						

寝具類の清潔	<p>寝具類については、次の措置を講じること。</p> <p>ア 布団及び枕には、清潔なシーツ、布団カバー、枕カバー等を用いること。</p> <p>イ シーツ、布団カバー、枕カバー及び寝間着は、宿泊者ごとに交換し、洗濯すること。</p> <p>ウ 布団及び枕は、適切な方法により湿気を除く等の管理を行うこと。</p>	条 4-1-5
ガス使用の場合の措置	<p>客室にガス設備を設ける場合は、次の措置を講じること。</p> <p>・宿泊者の見やすい箇所に、元栓の開閉時刻及びガスの使用方法についての注意書を提示しておくこと。</p> <p>・元栓は、各客室の宿泊者の安全を確かめた後でなければ開放しないこと。</p>	条 4-1-7
飲料水等の衛生確保	<p>・浴室及び洗面所への清浄な湯水の供給、その他の飲料水等の衛生確保については、関係法令及び要綱等によること。</p>	指導
浴室の衛生管理	<p>浴室については、次の措置を講ずること。</p> <p>ア 湯栓及び水栓には、清浄な湯水を十分に供給すること。</p> <p>イ 浴槽は、1日1回以上換水し、清掃すること。ただし、気泡発生装置等がない等の一定条件を満たせば1週間に1回以上換水して浴槽を清掃すること。</p> <p>ウ 共同浴室にあつては、使用中は、浴槽を湯水で常に満たしておくこと。</p>	条 4-1-8 細 9 の 2
貯湯槽の管理	<p>貯湯槽を使用するときは、次の措置を講ずること。</p> <p>ア 貯湯槽内部の汚れ等の状況について随時点検し、貯湯槽内部の清掃及び消毒は、当該貯湯槽内部の汚れ等の状況に応じ、適切な頻度で行い、ぬめり等の汚れを除去すること。</p> <p>イ 貯湯槽内部の湯を摂氏 60℃以上に保つこと。ただし、これにより難しい場合は、塩素系薬剤により湯の消毒を行うこと。</p> <p>貯湯槽の清掃及び消毒、検査等の実施状況を記録し、3年間保存すること。</p>	条 4-1-8 細 10-1  細 10-2
ろ過器等を用いて浴槽水を循環させる場合の管理	<p>ろ過器等を使用して浴槽水を循環させるときは、次の措置を講ずること。</p> <p>ア ろ過器は、1週間に1回以上逆洗浄等を行い、生物膜等ろ材に付着した汚れを除去するとともに、内部の消毒を行うこと。</p> <p>イ 浴槽水を循環させるための配管は、1週間に1回以上内部の消毒をすること。</p> <p>ウ 集毛器は、毎日清掃を行い、内部の毛髪、あか、ぬめり等を除去すること。</p> <p>エ 浴槽水は、塩素系薬剤により消毒を行い、遊離残留塩素濃度が1リットルにつき0.4ミリグラム以上になるように保つこと。ただし、これにより難しい場合には、次に掲げる方法のいずれかにより行うものとする。</p> <p>(1) 塩素系薬剤による消毒とその他の方法による消毒とを併用する方法により行うこと。</p> <p>(2) モノクロラミンによる消毒を行うこと。この場合において、モノクロラミン濃度が1リットルにつき3ミリグラム以上になるよう保つこと。</p> <p>オ 浴槽水については、1年に1回以上レジオネラ属菌について水質検査を行い、レジオネラ属菌が検出されないことを確認するものとする。</p> <p>ろ過器等及び浴槽水に関する清掃、消毒、検査等の実施状況を記録し、3年間保管すること。</p>	条 4-1-8 細 11



洗面所	洗面所には、清浄な湯水を十分に供給するとともに、石けん、ハンドソープ等を常に使用できるよう備えること。	条4-1-9
便所	便所に備えつける手ぬぐい等は、清潔なものとし、宿泊者ごとに取り替えること。	条4-1-11
換気	旅館業の施設については、次の換気措置を講ずること。 ・換気のために設けられた開口部は、常に開放しておくこと。 ・機械換気設備を有する場合は、十分な運転を行うこと。	条4-1-1
防湿	旅館業の施設については、次の防湿措置を講ずること。 ・排水設備は、水流を常に良好にし、雨水及び汚水の排水に支障のないようにしておくこと。 ・客室の床が木造であるときは、床下の通風を常に良好にしておくこと。	条4-1-3
風紀保持	営業者は、旅館業の施設を利用させるについては、次の基準によらなければならない。 ・善良の風俗が害されるような文書、図画その他の物件を営業の施設に掲示し、又は備え付けないこと。 ・善良の風俗が害されるような広告物を掲示しないこと。	令3

## 罰 則 (旅館業法)

**第十条** 次の各号のいずれかに該当する者は、これを六月以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第三条第一項の規定に違反して同項の規定による許可を受けないで旅館業を営んだ者
- 二 第八条の規定による命令に違反した者

**第十一条** 次の各号のいずれかに該当する者は、これを五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第五条又は第六条第一項の規定に違反した者
- 二 第七条第一項又は第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該職員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者
- 三 第七条の二第二項又は第三項の規定による命令に違反した者

**第十二条** 第六条第二項の規定に違反して同条第一項の事項を偽つて告げた者は、これを拘留又は科料に処する。

**第十三条** 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第十条又は第十一条の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

### (荒川区旅館業法施行条例)

**第15条** 第13条の規定(常駐規定)による命令に違反した者は、5万円以下の過料に処する。

## V 宿泊者名簿

営業者は、下記の事項を記載した宿泊者名簿を旅館業の施設又は営業者の事務所に備え、**3年間以上保存すること**。また、当該職員（環境衛生監視員）の要求があったときは、これを提出しなければならない。〔規4の2-1〕

宿泊者は、営業者から請求があったときは、下記の事項を告げなければならない。

①氏名 ②住所 ③連絡先 〔法6-1〕

④性別 ⑤年齢 ⑥前泊地 ⑦行先地 ⑧到着日時 ⑨出発日時 ⑩室名 〔細7〕

（国内に住所を有しない外国人の場合\*）⑪国籍 ⑫パスポート番号 〔規4の2-3〕

\*パスポートの提示と、パスポートの写しを保存することを義務付けています。〔指導〕

宿泊者名簿は、以下のいずれかの場所に備えることとすること。〔指導〕

- 1) 営業を行う施設
- 2) 営業者の事務所

宿 泊 者 名 簿 (例)

フリガナ			
お名前 Name			男M 女F
ご住所 Address	〒 TEL		
連絡先 Contact information			年齢 Age
前泊地 Previous place of stay	行先地 Next place of stay		
国籍 Nationality	旅券番号 Passport No		
ご到着	年 月 日	時 分	室名 号室
ご出発	年 月 日	時 分	

構造設備基準の根拠欄及び本文中〔 〕内は、根拠法令等を示す。

凡例

〔法5-1-1〕 旅館業法第5条第1項第1号

〔条8-3-1〕 荒川区旅館業法施行条例第8条第3項第1号

法： 旅館業法

令： 旅館業法施行令

規： 旅館業法施行規則

条： 荒川区旅館業法施行条例

細： 荒川区旅館業法施行細則

指導：厚生労働省衛生管理要領、東京都旅館業法施行条例運用通知等より

改訂は、変更項目がある場合に適時内容を更新しています。最新版であるか確認の上、相談や手続きを進めてください。荒川区HPよりダウンロードできます。

令和6年1月改訂

## 荒川区旅館業の許可に関する指導要綱

昭和58年3月24日制定

(58荒保衛発第32号)

平成27年4月1日一部改正

平成30年8月15日一部改正

### (目的)

第1条 この要綱は、荒川区における清純な生活環境と旅館業における安全安心を確保するため、区内で旅館業を営もうとする者（以下「営業者」という。）に対して必要な指導を行うことを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において「旅館業」とは、旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項で規定する旅館・ホテル営業及び同条第3項に規定する簡易宿所営業をいう。

### (旅館業の施設の設置場所)

第3条 区長は、営業者から旅館業の計画の申出を受けたときは、その施設の設置場所について区の定める基準に従うよう指導するものとする。

### (近隣住民の同意等)

第4条 区長は、次のいずれかに該当するときは、近隣住民（荒川区旅館業法施行条例（平成24年荒川区条例第4号）第1条の2第1項に規定する近隣住民をいう。以下同じ。）に旅館業に係る計画に関する同意を得て、当該同意について記載した、当該計画に関する同意書等の提出を受け、又は当該計画に関する協定書による協定等を締結するよう指導するものとする。

- (1) 営業者が旅館業を営もうとする施設の出入口に最も近い当該施設の敷地の出入口に接する道路が幅員10メートル未満の道路である場合
- (2) 前号に掲げるもののほか、営業者が既存の建物の用途を変更して、旅館業を営もうとする場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、旅館業を営もうとする施設の存する地域において旅館業を営まないよう求める近隣住民からの要望書等が提出されている場合

### (営業者の遵守事項)

第5条 区長は、旅館業法施行規則（昭和23年厚生省令第28号）第1条に基づく申請書を提出する際には、営業者が荒川区旅館業の許可に係る建物の安全に関する指導要綱（平成27年3月30日26荒防都第1710号）を遵守するよう指導するものとする。

2 区長は、許可するに当たり、営業者が区の定める基準を遵守するよう指導するものとする。

### (委任)

第6条 この要綱の施行について必要な事項は、指導基準で定める。

## 付 則

- 1 この要綱は、昭和58年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行に当たり、現に旅館業の許可を受けて営業している施設の相続及び継承については、第3条の規定を適用しない。

## 荒川区旅館業の許可に関する指導基準

昭和58年3月24日制定

(58荒保衛発第32号)

平成5年2月18日一部改正

平成9年1月31日一部改正

平成27年4月1日一部改正

平成30年8月15日一部改正

第1 この基準は、荒川区旅館業の許可に関する指導要綱（昭和58年3月24日制定58荒保衛発第32号。以下「要綱」という。）第6条の規定に基づき、要綱の施行について必要な事項を定めるものとする。

第2 要綱第3条に規定する基準は、旅館業の施設の設置により地域の生活環境が著しく害されるおそれがある区域外であることとする。

2 区長は、旅館業の施設の設置場所が旅館業の施設の設置により地域の生活環境が著しく害されるおそれがある区域内であるときは、営業者に対し営業を翻意するよう同意を求めるものとする。

第3 要綱第5条第2項の規定による営業者の遵守事項は、次のとおりとする。

- (1) 旅館業法、その他関係法令を遵守すること。
- (2) 荒川区旅館業の許可に係る建物の安全に関する指導要綱（平成27年3月30日制定26荒防都第1710号）第4条の規定に基づき実施した協議の結果を、別記様式により区長に報告すること。
- (3) 営業反対、苦情、その他種々の問題が生じた場合は、誠意をもって解決すること。
- (4) 施設の外形、色彩、看板、ネオン等は、地域の清純な生活環境を損ないものとする。

付 則

この指導基準は、昭和58年4月1日から施行する。

別記様式

年 月 日

荒川区長 殿

住所

氏名

電話

(法人にあつてはその名称、主たる事務所所在地及び代表者の氏名)

## 協 議 結 果 報 告 書

荒川区旅館業の許可に関する指導基準第3第2号の規定により、荒川区旅館業の許可に係る建物の安全に関する指導要綱（平成27年3月30日制定26荒防都第1710号）第4条の規定に基づく協議の結果を下記のとおり報告します。

### 記

1 施設の名称

2 施設の所在地 荒川区

3 協議の内容

4 協議の結果

5 そ の 他

<span style="font-size: 1.2em;">← 90 cm 以上 →</span>				
<span style="font-size: 1.2em;">旅館業営業計画のお知らせ</span>				
施設の名称				
敷地の地名地番 (住居表示番号)				
計 画 の 概 要	営業の種別		敷地面積	m <sup>2</sup>
	建築面積	m <sup>2</sup>	延べ面積	m <sup>2</sup>
	使用部分			
	構造		基礎工法	
	階数	地上階/地下階	高さ	m
着工予定		年 月 日	完了予定	年 月 日
申請予定者 住所 氏名				
標識設置年月日				
説明会 の開催 年月日 時間 場所				
備考				
○ この標識は、荒川区旅館業法施行条例第 1 条の 2 第 1 項の規定により設置したものです。 ○ 上記営業計画についてのお問い合わせは、下記へ御連絡ください。  (連絡先) (担当者) (電話)				

注 標識の大きさは、縦 1.2 メートル以上、横 0.9 メートル以上とする。

年 月 日

荒川区保健所長 殿

申請予定者 住 所

氏 名

電話 ( )

(法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)

## 標識設置届

下記事業に係る標識を、 年 月 日に 設置・変更 したので、荒川区旅館業法施行条例 第1条の2第1項・第1条の2第2項の規定により届け出ます。

記

施 設 の 名 称				
連 絡 先		住所 事務所名 担当者 電話 ( )		
施 設 の 場 所		(地名地番) (住居表示)		
計 画 の 概 要	営 業 の 種 別			
	構 造		階数	地上 階/地下 階
	基 礎 工 法		高さ	m
		計画に係る部分	計画以外の部分	合計
	敷 地 面 積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
	建 築 面 積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
	延 べ 面 積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
着 工 予 定	年 月 日	完了予定	年 月 日	
説 明 会 開 催		日 時 場 所		



標識設置位置図（標識の設置場所を明記すること。）

標識設置状況（設置場所ごとに遠影及び近影の写真を貼り付けること。）

年 月 日

荒川区保健所長 殿

申請予定者 住 所

氏 名

年 月 日生 電 話 （ ）

（法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）

## 説明会報告書

荒川区旅館業法施行条例第 1 条の 3 第 1 項の規定に基づく説明会を行ったので、下記のとおり報告します。

### 記

- 1 施設の名称
- 2 施設の所在地
- 3 説明会開催日時
- 4 説明会開催場所
- 5 説明者

### 添付書類

- （1）近隣住民の範囲を示した書類その他近隣住民を確認することができると  
区長が認める書類
- （2）説明会の出席者の名簿
- （3）説明会の議事録
- （4）説明会で使用した資料等
- （5）説明会の周知に使用した文書等

[別紙]

条例第1条の3第1項の規定により旅館業に係る計画について説明しなければならない事項。

(1) 申請予定者の氏名又は名称

(2) 営業の種別

(3) 旅館業を営もうとする施設の面積、客室の数、宿泊定員等、構造及び用途

(4) 旅館業を開始しようとする日

(5) 旅館業を営もうとする施設の管理及び運営の方法

(6) 工事を伴う場合においては、工事の着手及び完了の予定日

(7) 営業時間中における営業従事者の常駐の方法

(8) 宿泊者の確認の方法

(9) 宿泊者等による迷惑を及ぼす行為の防止の方法

(10) 廃棄物の保管及び処理の方法

(11) その他区長が必要と認める事項

●★●★●内容は地域住民と話し合った結果を鑑みて作成すること●★●★●

荒川区〇〇町〇〇－〇〇－〇〇における宿泊施設「〇〇〇〇〇〇〇〇〇」（以下「本件物件」）の営業に関し、地域住民の会（以下「甲」という）と営業者 〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という）は、運営・管理に関して下記のとおり協定書を締結する。

（目的）

第1条 この協定書は、乙が運営する本件物件における事業について、生活環境の保全並びに地域住民の安心・安全を確保し、地域住民一同が安全かつ平穏な生活が送れるように、必要な事項について定める。

（営業者の責務）

第2条 乙が運営を行う本件物件の営業において、周辺住民との間で問題が生じた場合には、乙が責任を持って速やかに解決するよう努めることとする。

（営業者及び連絡先の通知）

第3条 乙は、あらかじめ、緊急時に必ず連絡が付く連絡先を甲に通知する。

（宿泊施設の運営について）

第4条 本件物件の管理体制について、以下の事項を遵守することとする。

- （1）施設には、営業時間中は営業従事者が常駐する。
- （2）宿泊客等の大声や騒音について、予約時に注意喚起を行うとともに、チェックイン時においても口頭で注意喚起を行う。
- （3）騒音対策マニュアル（多国語）を館内に掲示し、注意喚起の徹底を図る。
- （4）ゴミ等の保管場所を館内に完備し、合理的な範囲で設定する。
- （5）本件物件から出るゴミ等は、責任を持って処理する。
- （6）喫煙者を宿泊させるときは、施設内に喫煙場所を設置し、寝室等での喫煙がないよう注意喚起する。

（利用者による迷惑行為の防止）

第5条 乙は、宿泊者に対し、利用開始前に、次に掲げる周辺住民に対する迷惑行為を行わないように周知しなければならない。

- （1）本件物件内及び本件物件近辺における大声や騒音
- （2）たばこのポイ捨てやごみの不適切な処理

（地域との共生）

第6条 乙は、地域住民との信頼関係を築くために地域社会や地域住民などに貢献していく活動に努めることとし、以下の事項を遵守することとする。

- (1) 「共生」 町会に加入し活動に参加し、町会費の納入を行う。
- (2) 「交流」 地域ボランティア活動・社会貢献活動に参加する。
- (3) 「安心感ある暮らし」 地域社会の交通安全・防犯活動に参加する。
- (4) 「思いやりのまちづくり」 地域から寄せられたご意見・苦情に誠実に対応する。
- (5) 「即時対応の街づくり」 自然災害に備えて各事業場で対策や消防・防災訓練を実施する。
- (6) 「いざという時の街づくり」 災害時の支援協力をする。
- (7) 「きれいな街づくり」 地域の清掃、環境保全、環境美化活動への参加をする。
- (8) 「発展する街づくり」 地域活性化への協力をする。
- (9) 「未来への街づくり」 再開発への参画をする。
- (10) 「みんなのやさしい街づくり」 とした社会貢献活動参加する。
- (11) 「地域の文化」 地域産業の振興や教育・文化活動のサポートを行う。
- (12) 「持続可能な地域めざして」 SDGs に対する活動参加する。
- (13) 「衛生環境の向上」 衛生状態の向上めざして地域協力する。

(本協定の継承について)

第7条 本協定を締結した際には、協定書に甲及び乙が署名捺印したものを3通作成し、各々各1通保管するとともに本協定書の1通を荒川区に提出する。また、本協定の継承について、甲及び乙は、以下の事項を遵守することとする。

- (1) 本協定は、甲及び乙の継承人においても効力があるものとし、継承時には、その旨を書面にて通知、継承させる。
- (2) 乙の継承人が本協定に違反し、または、明らかに違反する恐れがある場合、もしくは違反等についての改善の申し入れあった場合は、甲及び乙が誠実に協議のうえ、解決を図るものとする。
- (3) 本物件が、宿泊施設とは異なる用途に変わった場合、本協定書は効力を失う。

(その他)

第8条 本協定に定めていない事項又は疑義が発生した場合には、甲及び乙が協議のうえ、誠意を持って解決に努めるものとする。

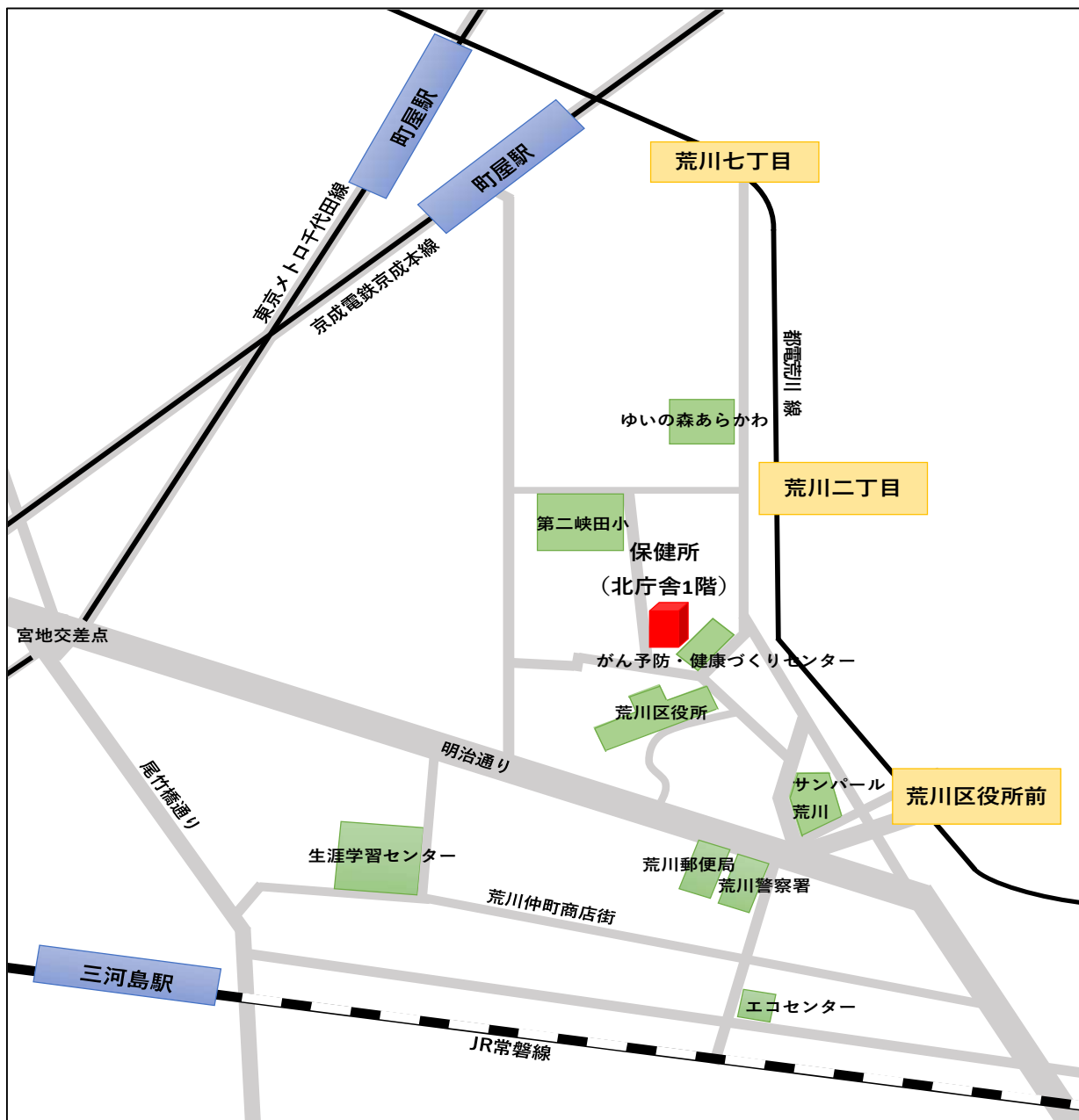
令和 年 月 日

甲：住 所 \_\_\_\_\_  
 名 称 \_\_\_\_\_  
 代表者名 \_\_\_\_\_ 印  
 連絡先 \_\_\_\_\_

乙：住 所 \_\_\_\_\_  
 名 称 \_\_\_\_\_  
 代表者名 \_\_\_\_\_ 印  
 連絡先 \_\_\_\_\_

# 保健所案内図

所在地 〒116-8502 荒川区荒川2-11-1(荒川区北庁舎1階)



[交通機関]  
JR 常磐線 三河島駅下車徒歩 12 分  
京成電鉄京成本線 町屋駅下車徒歩 11 分  
東京メトロ千代田線 町屋駅下車徒歩 12 分  
都電荒川線 荒川二丁目停留所下車徒歩 3 分

荒川区保健所 生活衛生課 環境衛生係  
TEL 03-3802-3111(代) 内線426  
FAX 03-3806-2976